

## 令和2年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	白 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細 田 美 香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ど も 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第 6 議案第57号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第58号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第59号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第60号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について
- 第10 議案第61号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第62号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第63号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第13 議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（西沢さん）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに、本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めたものは理事者をはじめ、各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（西沢さん）** 会議規則第127条の規定により、6番 大日向進也君、7番 栗田 隆君、8番 玉川清史君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） 本日ここに令和2年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、11月3日に行われましたアメリカ大統領選挙は、バイデン前副大統領が当選を確実にし、次期政権の人事を発表している中、未だにトランプ氏は敗北を認めず、同陣営は選挙の不正があったとして訴訟を起しております。国外のこととはいえ、経済、環境などに関して日本にも影響が及んでまいりますので、円滑な政権移行が望まれるところでございます。

さて、11月26日、びんぐし湯さん館では来館者500万人を迎えました。平成14年以来のご利用に深く感謝を申し上げる次第であります。

こうした中、11月20日、当町にもゆかりのある矢口高雄氏が逝去されました。矢口さんは鮎釣りに当町を訪れ、作品に町の風景を描かれるとともに、びんぐし湯さん館のロゴのデザインを提供いただきました。深く感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、昨年12月に中国武漢で初めて確認されてから1年が経過しようとしておりますが、未だ世界がその脅威に直面しております。特に11月は国内外で感染者の増加が顕著で、国内でも頻繁に1日当たりの感染者数が過去最高を更新し、経済対策として実施しているGoToキャンペーンも一部運用の見直しがされました。

県内におきましても、11月の感染者数は、「緊急事態宣言」のあった4月や第2波といわれた8月を大幅に上回っており、特に飲食店でのクラスターが発生した長野市を中心に、感染が急増した長野圏域につきまして、県では独自に設定する6段階の感染警戒レベルを11月8日にレベル1からレベル2に、12日にはレベル3に、さらに11月14日の夜には「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」として感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発令いたしました。

町としましても、これらの情報をいち早く町民の皆様にお伝えし、注意喚起をするため、特に

「特別警報」が発令された翌15日、これ日曜日ですが、その午前には対策本部長である私自ら防災行政無線を通じて呼びかけを行うとともに、すぐメールやホームページを通じて情報発信をしたところでございます。

県では、特別警報の発令に伴い、飲食店への感染拡大予防ガイドラインの遵守と利用客に対してガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店の利用を控えるよう新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請やクラスター対策の取組強化などを行いつつ、県民に対しては過度に活動自粛を行うのではなく、基本的な感染防止対策を徹底するよう呼びかけております。

町としましても、こうした趣旨を踏まえ、より徹底した感染防止対策を講じる中、直ちに公共施設の閉鎖や会議、イベント等の中止などは行わないこととしておりますが、今後も感染動向には細心の注意を払いつつ、状況に応じて適切な対応を図っていくことを対策本部会議の中で確認をしているところであります。

県内の新型コロナウイルス感染症については、会食の場のほかに、職場や家庭でも感染拡大の原因となる事例が発生しており、若い世代の感染が中心だった夏場に比べ、幅広い世代への感染の広がりが見られます。

また、県外との往来に起因すると思われる事例も多くなっており、現在は長野圏域以外の全ての圏域でも感染警戒レベルが3に引き上げられ、「新型コロナウイルス警報」が発令されている状況であります。新型コロナウイルスは、いつ、誰が感染してもおかしくありません。また、無症状の場合でも周りの人に感染させる可能性があります。

町民の皆様には、外出先の感染動向に十分にご注意いただくとともに、改めて人との距離を確保し、3密を回避することやマスクの着用、小まめな手洗いを徹底していただきますようお願い申し上げます。特に空気が乾燥する冬場は、飛沫感染への注意が必要です。室内の換気や加湿を行っていただくよう併せてお願い申し上げます。

さて、10月24日高見澤正さんへの名誉町民称号贈呈式を挙行いたしました。高見澤さんは皆様もご存じのとおり、坂城町で事業を起こし、「ジュール加熱殺菌システム」などの技術開発を進め、業界初の「発酵ジャム」を商品化させて、全国、そして海外にも事業展開を拡大されるとともに、永年にわたり多額の私財を寄附され、産業、教育文化などの発展にもご貢献いただき、町の誇りであります。今後も坂城町発展のため、ご指導とお力添えをお願いしたいと考えております。

続きまして、経済情勢であります。世界中に広がる新型コロナウイルスによる不況から、これまで大きな落ち込みとなっておりましたが、日本総研などによりますと、アメリカでは個人消費などの大幅増が経済を牽引して、7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス33.1%と急回復しましたが、新型コロナウイルス流行前の水準には至っていないところであります。

ヨーロッパでは、ユーロ圏において7～9月期の実質GDPは、前期比年率プラス61.1%

と年前半の落ち込みからの反動で、統計開始以来最大のプラス成長となりましたが、感染の再拡大から活動制限をする国が多く、今後の回復ペースは不透明であります。

また、中国においては、早期からの経済活動再開によって、7～9月期の実質GDP成長率が、前年同期比プラス4.9%と2期連続でプラス、新型コロナウイルス流行前の水準となり、欧米に先駆けて回復が伺われるところであります。

次に、国内の状況であります。内閣府による11月公表の7～9月期の実質GDPの成長率は、前期比年率プラス21.4%と4期ぶりのプラスとなり、比較可能な1980年以降で最大の伸びとなったものの、依然として新型コロナ前の水準を下回った状態となっております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が11月に発表した金融経済動向では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「長野県経済は一部に持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状況が続いている」としております。

当町におきましては、10月に実施しました町内の主な製造業20社の7～9月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業は7社、マイナス7社、変わらない4社、売上げについてもほぼ同様で、前回調査よりプラス回答は増えたものの、厳しい状況が伺われます。

一方、雇用については、7～9月の実績が総計でマイナス101人と、前回調査時からマイナスに転じ、来年4月の雇用予定は1社が予定なし、2社が減員、2社が未定、その他企業は増員、または減員分の補充を予定しており、全体では24人増員予定ですが、雇用情勢も不安定となっております。

世界経済は回復の兆しが見えだしたところではありますが、新型コロナウイルスが再拡大する中で、今後の減速や町内企業への影響など懸念され、早期の新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復を願うところであります。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況並びに補正予算に計上いたしました主な内容について、述べさせていただきます。

令和3年度から10か年のまちづくり全体の基本構想を定める「坂城町第6次長期総合計画」及び「国土利用計画第4次坂城町計画」並びに来年度から5年間を見据えた「第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「坂城町人口ビジョン」につきましては、10月26日に「総合計画審議会」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定懇話会」を開催し、西沢議長さん、滝沢総務産業常任委員長さんにもご参画いただく中で、それぞれの計画の素々案についてご審議をいただきました。

現在、委員の皆様からいただいた意見等を調整し、素案の策定作業を進めており、この素案を今月7日から年明け1月4日まで町のホームページに掲載するとともに、役場、企画政策課や文化センターなどに閲覧場所を設けて、広く町民の皆様からご意見をお寄せいただきたいと考えて

おります。

また、12月15日には、文化センターにて午後3時と夕方6時30分から各計画を説明する「坂城町第6次長期総合計画等説明会」の開催を予定しております。町民の皆様のご意見をお聞きする中で、案をまとめ審議会の答申をいただき、年度末の策定に向け作業を進めてまいります。

令和3年度から10か年の公共施設の施設整備計画となる「坂城町公共施設個別施設計画」につきましては、先般、有識者の皆様による策定委員会に計画原案となる素々案をご説明しご審議をいただくなど、策定作業を進めております。

今後は策定委員会の意見等を踏まえまして素案作りを行い、12月中に町ホームページを通じて、住民の皆様からの意見公募を行う予定でございます。持続可能なまちづくりに向け、策定委員や町民の皆様からご意見をお聞きしながら、今年度中の計画策定に取り組んでまいります。

町内企業の需要に応える新工業団地造成事業につきましては、テクノさかき工業団地の西側に約3.6ヘクタールの拡張を予定し、農地法に基づく農業振興地域からの除外につきまして、10月29日付で長野県知事から同意をいただきました。

今年度内での用地取得に向けて交渉を進めるとともに、造成工事に必要となる開発行為の許可申請に向けて、上下水道や農業用水、区画道路・調整池などについて協議を進め、併せて基幹道路となるA09号線道路整備事業の用地買収など、引き続き団地造成の推進を図ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を受ける中、町でも新たな試みとしまして、インターネットやケーブルテレビを活用し、情報配信に取り組んでいます。10月2日、3日に開催しました「2020さかきオンラインものづくり展」では、企業、大学などの説明をオンラインにて行い、ビジネスチャンスや大学研究シーズの提供の場として、各企業等の技術や製品などを紹介し、企業、大学のPRと併せ、マッチングの機会といたしました。

また、「パネルディスカッション」では、会場に集まらなくともWeb会議システムや動画投稿サイト、ケーブルテレビにより視聴できる環境を整え、コロナ禍の中でも元気に頑張る坂城町をお伝えすることができたものと考えております。

また、10月24日文化センターで、さかきふれあい大学講演会を開催し、信州山の達人にも選定された中嶋豊さんと鳥類生態学の権威でニホンライチョウ研究の第一人者でもある町特命大使の中村浩志さんに「山と私たちの生活」をテーマにお話をいただきました。

参加者は新型コロナウイルス感染症対策として、事前申込制といたしましたが、講演会の様子をケーブルテレビと町の公式動画投稿チャンネルにて再配信し、当日参加できなかった方にも後日聴講できるように対応したところでございます。

また、10月31日、11月1日の2日間、第27回全国山城サミット上田・坂城大会が開催されました。初日の山城ガイドツアーでは、葛尾城跡コースに約50人、和合城跡コースに約20人が登山をして現地の城跡を見学し、2日目のオンライン講演会では、それぞれの城跡の保

存状態の良さや山城としての魅力がケーブルビジョンとインターネットで紹介され、コロナ感染の状況下ではありましたが、全国に向けて発信することができました。

また、12回目となる「ねずみ大根収穫・直売市」がさかき地場産直売所「あいさい」と、坂城インター線沿いのねずみ大根圃場の2会場で11月14日に開催され、長野圏域の新型コロナウイルス感染警報レベルが引き上げられたことから、3密にならないよう来場者への働きかけや一部開始時刻を早めるなど、対策を強化しての実施となりました。

当日は天候にも恵まれ、直売所ではねずみ大根をはじめとする農産物、加工品の販売のほか、今年産の巨峰ワインやテイクアウト用ランチの限定販売など500名ほどのお客様で賑わい、また、ねずみ大根収穫会場では約300名にご来場いただき、例年以上にねずみ大根が収穫され盛況でありました。

今週、12月5日土曜日ですが、午後1時30分から一人一人が共に認め、支え合う人権意識を養うとともに、福祉の理解を深めるため、「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を文化センターにおいて開催いたします。

南条小学校児童による人権作文の発表のほか、シンガーソングライターの「う〜み」さんをお招きし、「じんけんコンサート あなたに会えてよかった」と題して歌を交えてお話をいただきます。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前申込制の先着70名とし、隣保館で申込受付をしておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

さて、信州さかきふるさと寄附金につきましては、11月末現在8,414件、1億5,582万円で、前年同月比金額でプラス25.2%と果樹類を中心に大変多くの寄附のお申し込みをいただいております。

今年度のふるさと寄附金につきましては、9月以降の急激な寄附の申込みの伸びに対する経費の支払いにつきまして、10月下旬に専決による補正予算で対応いたしました。その後の状況を踏まえ、年度末までには寄附額が1億8千万円ほどと見込み、今議会に関連の補正予算をお願いするものであります。

さて、国道18号バイパスの整備促進として、10月7日に県庁で開催されました「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」において、関東地方整備局に対し上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等を要望してまいりました。地域住民の皆さんの思いをつなぐ国道バイパスですので、坂城町区間の建設について関係機関と連携し、促進してまいりたいと考えております。

また、千曲川の治水整備につきましては、10月28日に安曇野市で開催されました「長野県治水事業整備促進意見交換会」において、北陸地方整備局に対し完全堤防化に向けた築堤工事の実施等を要望いたしました。引き続き、千曲川の強靱化が図られ、地域が安心、安全に生活できるように要望活動を進めてまいります。

次に、長野広域連合B焼却施設であります。現在工場棟の躯体やプラント設備工事のほか、

管理棟などの基礎工事を行い、令和4年4月の本格稼働に向けて着々と整備が進められております。

葛尾組合焼却施設の稼働は、来年9月末にて終了し、翌10月からは当町や千曲市から排出される可燃ごみが新施設で試験運転により焼却される予定であります。引き続き、長野広域連合及び千曲市などとも連携を図り、新施設へのスムーズな移行と運営に努めるとともに、葛尾焼却施設跡地の利活用についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、補正予算についてでございます。

新型コロナウイルスの影響が長引く中、不安を抱えて出産され、新生児を育てるご家庭の経済的負担軽減と子どもの健やかな成長を応援するため、国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年4月1日までの出生児に「新生児応援臨時特別給付金」を給付することとし、今補正予算に関連費用を計上いたしました。

また、しなの鉄道の経営状況は、新型コロナウイルス感染症拡大により、上半期の利用者は前年と比べ大きく減少し、非常に厳しい状況であるとお聞きしております。このような状況下、地域の安全な鉄道輸送の確保とコロナ禍での事業継続を図るため、県及び沿線市町に支援の要請がなされ、今年度しなの鉄道が実施する6両の車両整備検査に係る負担金を補正予算に計上いたしました。

また、冬の到来を迎え、降雪時の主要な道路の安全確保を図るための除雪、融雪剤散布に係る費用を補正予算に計上いたしました。委託業者と連携を図り、迅速な除雪作業等の実施に努めてまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の拡大と収束の見通しが立たない状況から、3月下旬に実施を予定していました町主催の高校生タイ国研修事業、教育委員会主催の中学生アメリカ研修事業につきましては、大変残念ではありますが、昨年度に引き続き今年度も実施しないということにいたしました。事態が収束し安全が確認できれば、来年度実施してまいりたいと考えております。

以上、令和2年度の主な事業の進捗状況並びに主な12月補正予算の内容について申し上げます。今議会に審議をお願いする案件は、条例の制定が1件、一部改正2件、公の施設の指定管理が1件、一般会計、特別会計の補正予算5件、計9件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（西沢さん）** 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和2年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。なお、この報告書は昨日ですが、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて、町長、教育長、議長に提出いたしております。

この度の定期事務監査ですが、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度を、少なくとも1回以上期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査の対象として、次の5つの会計がございます。「坂城町一般会計」「坂城町国民健康保険特別会計」「坂城町下水道事業特別会計」「坂城町介護保険特別会計」「坂城町後期高齢者医療特別会計」、それぞれの会計について、令和2年度歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって監査いたしました。また、定期事務監査に合わせまして、地方自治法第199条第5項の規定による監査として、令和2年度に施工中、または施工済みの工事個所について、実地検分により監査をいたしました。

監査の期間は令和2年10月21日から11月2日にかけて、坂城町役場庁舎内で実施いたしました。監査の方法は、令和2年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとに、関係各課等により予算執行の状況及び主要施策の進捗分の状況について説明を受けまして、質疑形式により監査を進めました。また、必要に応じて各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、確認をしています。

なお、今年の4月に公開されました坂城町監査基準、末尾につづられておりますが、それによりますと、監査の範囲として財務監査及び行政監査が明文化されました。

次に掲げます4つの事項は、地方自治法に規定されているものでありますが、監査基準とされています。

- ①住民福祉の増進に役立っているか。
- ②最小の経費で最大の効果を上げているか。
- ③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。
- ④予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているか、であります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めます。

次に、事務及び事業の状況についてご報告いたします。

まず、令和2年度の予算執行については、実施計画に沿って執行されておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の事業に影響が見られましたけれども、感染防止対策を含め事業全般にわたり積極的な取り組みがなされていると認識いたしました。

また、事務事業の内容及びその執行は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き、執行されているものと受け止めております。

次に、令和2年度の予算執行の状況であります。

期日は重なりますが、事業の執行状況についてはほぼ予定どおり行われておりました。また、財務の執行状況については、一般会計において収入済額の予算に対する割合は54.5%で、前年に比較して8ポイントの増であります。また、支出済額の予算に対する割合は49.4%で、前年比13.5ポイントの増となっております。いずれも、新型コロナウイルス対策事業が数値を押し上げている結果かと認識いたしております。

なお、予算の執行においては、年度末に実施されるものが多くありますので、その執行割合は記載されている数値となっております。

3ページですが、令和2年度の町税の賦課徴収の状況であります。9月末の徴収実績について、収入済額は15億4,975万5千円であります。前年に比較して1億1,157万1千円の減となっております。その中で主な税目であります町民税を取り上げますと、個人町民税は収入済額が現年分にして3億6,098万5千円で、前年と比較して650万円の増となっております。

また、法人町民税については、収入済額が現年分で1億5,402万3千円で、1億3,703万8千円の減となっております。法人町民税の税率が引き下げられたことによるのが減収の要因の一つとみられます。一方、固定資産税は調定額が13億1,014万7千円で、前年に比較して3,145万1千円の増であり、収入済額が9億1,582万3千円で、前年に比較して2,464万7千円の増となっております。

次に、主要事業とその執行状況について、事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の事業に影響を受けているものも見られます。

4として、工事の執行状況についてです。

工事等検査箇所調書として、報告書の6ページにつづられております。

通常は末尾につづることを意識していたのですが、今回は坂城町監査基準が末尾につづられませんでしたので、6ページという形でご報告させていただきます。その6ページですが、4か所見分いたしまして、鼠橋の橋面工事、それから坂城町消防第2分団の詰所の新築工事、それから新工業団地の造成事業ないしA09号線の道路改良事業、それから64号橋ですが、国道から役場に入る埴科用水のまたがる橋、その改良工事等を見分いたしました。いずれも全てが施工中の工事箇所になりましたが、予定通り執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。盛りだくさんに記載しておりますが、監査実施機関の監査を通じまして、各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものであります。

一般会計については各課ごとに、また特別会計については会計ごとに記述してあります。お目通しいただきたいと思っております。

なお、記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度、口頭にて検討をお願いしているところであります。

以上であります。定期事務監査のご報告といたします。

**議長（西沢さん）** 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。

それぞれ、お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情はお手元に配付のとおりであります。

所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

---

**議長（西沢さん）** 日程第5「議案第56号 坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定」から日程第13「議案第64号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてまでの9件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（西沢さん）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第56号から64号までご説明申し上げます。

まず、議案第56号「坂城町議会が議決すべき事件に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、長期総合計画における基本構想の策定・変更等について、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件とすることに伴い、条例を制定するものであります。

基本構想につきましては、地方自治法の改正により策定及び議決の要否が市町村の裁量に委ねられるということがありましたが、第6次長期総合計画の策定にあたり、計画の中心となす基本構想につきましては、総合的かつ計画的な町政運営の指針となりますので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第57号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正されたことに伴い、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、国民健康保険税におきましては、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯について、世帯の所得に応じて均等割額及び平等割額の7割、5割、2割を軽減する負担軽減措置を行っております。この軽減措置の有無を判定するための基準額の算定に用いている基礎控除額相当分を現行の33万円から43万円にするとともに、被保険者のうち年金の支給を受

ける者及び給与所得者の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた額に改正するものであります。

これによりまして、年金・給与所得の被保険者が令和3年1月1日から施行される個人所得課税見直しにより生ずる税負担について、収入済額に変化がない場合においてはこれまでと同様の軽減措置が受けられるようにするものであります。

議案第58号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正されたことに伴い、本条例で引用している総務省令が改正されたため必要な改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、条文中に引用している同法律第25条の地方公共団体等を定める省令の第25条を第26条と改めるものであります。

次に、議案第59号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内8施設及び平成30年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内7施設につきまして、令和3年3月31日をもって指定管理者に係る指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からのこれらの施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第60号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,037万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億4,434万1千円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、法人町民税減免課税分2,500万円を減額し、ふるさと寄附金7千万円、財政調整基金繰入金7,451万5千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、ふるさとまちづくり基金積立金7千万円、ふるさと納税事業に係る返礼品などの経費4,200万円、障がい児通所等給付費1,100万円、町道除雪作業に係る経費1,150万円と新型コロナウイルス感染予防対策として新生児応援臨時特別給付金事業702万7千円、地域鉄道事業者支援としてしなの鉄道負担金366万2千円、感染予防対策を加えた防災ハザードマップの印刷42万9千円、学校体育館等洗面台自動水栓化工事199万7千円、学校、保育園、給食センター等感染予防対策用品購入費737万2千円をそれぞれ増額し、小規模事業者等持続化支援金2千万円、ばら祭りや町民まつり坂城どんどん、海外研修などの今年度実施を見送った事業に係る経費1,673万4千円を減額するものであります。

また、令和3年度予算において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為につきましても、合わせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第61号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,693万円とするものであります。

歳入の内容としましては、県支出金600万円、繰入金84万円を増額し、歳出につきましては、保険給付費684万円を増額するものであります。

次に、議案第62号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,397万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,826万1千円とするものであります。

今回の補正は、令和元年度消費税の確定に伴う還付金と予算の組替えにより、公共下水道事業の整備促進を図るものであります。

歳入の内容といたしましては、消費税還付金2,397万4千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、公共下水道事業地下埋設物移転補償3,147万8千円を増額し、総務管理費810万8千円を減額するものであります。

次に、議案第63号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億9,979万円とするものであります。

補正の内容としましては、令和元年度の社会保険診療報酬支払基金の交付額が確定したことにより、歳入歳出それぞれ増額するものであります。

歳入の内容としましては、介護給付費分の追加交付分として支払基金交付金98万4千円を増額し、歳出につきましては、地域支援事業分の超過交付分として支払基金交付金返還金98万4千円を増額するものであります。

最後に、議案第64号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億3,036万3千円とするものであります。

補正の内容としましては、後期高齢者医療制度見直しに関連したシステム改修に係るものであります。

歳入の内容としましては、国庫支出金12万5千円、繰入金50万3千円を増額し、歳出につきましては、総務費62万8千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（西沢さん）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から12月7日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(西沢さん)** 異議なしと認めます。

よって、明日2日から12月7日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月8日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前10時53分)